二(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四百五十二号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
夕張市鹿島明石町国有林石狩空知森林計画区空知森林管理署一〇〇三林班イ小班から同市鹿島明石町国有林石狩空知森林計画区空知森林管理署一〇〇五林班ろ小班地先まで	前	一〇・七〇～一〇〇・〇〇メートル	一・五一三キロメートル
	後	一〇〇・七〇～一八三・五〇〇	一・五一三
夕張市鹿島千年町国有林石狩空知森林計画区空知森林管理署一〇〇七林班い2小班から同市鹿島千年町国有林石狩空知森林計画区空知森林管理署一〇〇八林班い1小班地先まで	前	一一・一〇～一一・一〇～	六四・二〇〇
	後	一一・一〇～六四・二〇〇	〇・〇一八
夕張市鹿島錦町国有林石狩空知森林計画区空知森林管理署一〇〇九林班ろ小班地先から同市鹿島錦町国有林石狩空知森林計画区空知森林管理署一〇〇九林班り小班地先まで	前	一〇・七〇～一〇〇・七〇～	四〇・五〇〇
	後	一〇〇・七〇～四六・一〇〇	〇・一〇六

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

○北海道開発局告示第百一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年九月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年九月二十八日

北海道開発局長　関　博之

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

三百九十一号　北海道釧路郡釧路町中央二丁目一番一から同町中央五丁目三番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　北海道開発局及び同局釧路開発建設部

供用開始の期日　平成二十四年九月三十日六時

官庁報告

官庁事項

那覇空港滑走路増設事業に係る環境影響評価準備書の縦覧及び説明会の開催について

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第十四条の規定に基づき、那覇空港滑走路増設事業に係る環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成したので、法第十六条及び第十七条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成二十四年九月二十八日

内閣府沖縄総合事務局長　樋谷　裕司
国土交通省大阪航空局長　福内　直之

一　事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

事業者の名称　内閣府沖縄総合事務局
国土交通省大阪航空局
代表者の氏名　沖縄総合事務局長　樋谷　裕司
大阪航空局長　福内　直之
主たる事務所の所在地　沖縄県那覇市おもろまち二丁目一番一号
大阪市中央区大手前四丁目一番七十六号

二　対象事業の名称、種類及び規模

対象事業の名称　那覇空港滑走路増設事業
対象事業の種類　滑走路の新設を伴う飛行場及びその施設の変更
対象事業の規模　公有水面の埋立て（滑走路の新設を伴う飛行場及びその施設の変更）
滑走路の長さ二千七百メートル（公有水面の埋立て）　約百六十ヘクタール

三　対象事業が実施されるべき区域（滑走路の新設を伴う飛行場及びその施設の変更）

沖縄県那覇市字大嶺、沖縄県那覇市字大嶺及び豊見城市字瀬長地先公有水面
（公有水面の埋立て）
沖縄県那覇市字大嶺及び豊見城市字瀬長地先公有水面

四　環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

沖縄県那覇市、浦添市、糸満市及び豊見城市

五　準備書の縦覧の場所、期間及び時間

縦覧場所
（法第十六条の規定に基づく縦覧場所）
沖縄県那覇市おもろまち二丁目一番一号
内閣府　沖縄総合事務局　開発建設部　那覇空港プロジェクト室（空港整備課）
大阪市中央区大手前四丁目一番七十六号
国土交通省　大阪航空局　空港部　空港企画調整課
沖縄県那覇市泉崎一丁目二番二号
沖縄県　行政情報センター
沖縄県那覇市上之屋一丁目二番一号
那覇市　企画財務部　企画調整課
沖縄県浦添市安波茶一丁目一番一号
浦添市　市民部　環境保全課
沖縄県糸満市潮崎町一丁目一番地
糸満市　企画開発部　秘書企画課
沖縄県豊見城市字翁長八百五十四番地一
豊見城市　企画部　企画調整課
（その他の縦覧場所）
沖縄県沖縄市美原一丁目六番三十四号
沖縄県　中部土木事務所　庶務班
沖縄県名護市大南一丁目十三番十一号
沖縄県　北部土木事務所　庶務班
沖縄県宮古島市平良字西里千百二十五番地
沖縄県　宮古土木事務所　総務用地班
沖縄県石垣市字真栄里四百三十八番地一
沖縄県　八重山土木事務所　総務用地班
縦覧期間　平成二十四年九月二十八日から同年十月二十九日まで　午前九時から午後五時まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く）

六　意見書の提出

法第十八条第一項の規定に基づき、準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、意見を書面により提出できる。

七　意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

提出期限　平成二十四年十一月十二日まで
提出先
沖縄県那覇市おもろまち二丁目一番一号　那覇第二地方合同庁舎二号館
内閣府　沖縄総合事務局　開発建設部　那覇空港プロジェクト室（空港整備課）
大阪市中央区大手前四丁目一番七十六号　大阪合同庁舎第四号館
国土交通省　大阪航空局　空港部　空港企画調整課

意見書の提出に必要な事項

意見書には、次に掲げる事項を記載すること。

一　意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二　意見書の提出の対象である準備書の名称

三　準備書についての環境の保全の見地からの意見

意見は、日本語により、意見の理由を含めて記載すること。

八　説明会の開催を予定する日時及び場所

沖縄県那覇市
（一）　日時　平成二十四年十月九日午後七時から午後九時まで
（二）　場所　沖縄県市町村自治会館二階自治会館ホール（沖縄県那覇市旭町百十六番三十七号）

沖縄県浦添市
（一）　日時　平成二十四年十月十日午後七時から午後九時まで
（二）　場所　浦添市産業振興センター結の街三階大研修室（沖縄県浦添市勢理客四丁目十三番一号）

沖縄県豊見城市
（一）　日時　平成二十四年十月十五日午後七時から午後九時まで
（二）　場所　豊見城市社会福祉センター二階レクリエーション室（沖縄県豊見城市字平良四百六十七番地四号）

沖縄県糸満市
（一）　日時　平成二十四年十月十六日午後七時から午後九時まで
（二）　場所　沖縄県立糸満青少年の家二階大講堂（沖縄県糸満市字賀数三百四十七番地）

※　会場へお越しの際は、なるべく公共交通機関をご利用ください。